



NO. 234

2012. 12. 15

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会
(別名 大阪市手をつなぐ育成会)
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 笹野井 庸夫
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

**第12回大阪市知的障害者育成会大会
に参加して**

港育成園支部 山元 清

去る11月11日(日)大阪YMCA国際文化センターにて「第12回大阪市知的障害者育成会大会」が開催されました。当日は雨の中約300名近い参加者があり、用意された椅子が足りなくなり慌てて、追加の椅子を用意するほどの盛況でした。

式典は、最初に「手をつなぐ母の歌」を全員で合唱した後、笹野井理事長による主催者挨拶と大阪市福祉局局長ならびに教育委員会教育長(代読)からのご祝辞を賜りました。

式典の後、全日本手をつなぐ育成会理事長の北原守氏より「中央情勢について」というテーマでご講演していただきました。

前段ではご自身のお話がありました。北原氏は福岡県の北九州市の小倉にお住まいで、子どもは4人で3番目のお子さんが重度の知的障害者で現在38歳とのこと。その関係で北九州市育成会の理事長を長くされ、現在は全日本の理事長をされています。

さて、中央情勢報告ですが、主に障害者総合支援法にどのように向き合っていくのかというテーマでお話がありました。

障害者総合支援法は6月20日に成立して来年の4月1日から施行されます。新法の正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保険福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律」です。関係法律を作るのではなく、今ある50以上の法律を見直すということです。中心は「障害者自立支援法」の見直しで、その項目は大きく分けて15項目あり、主なものは①法律の名前を「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に変更。②理念として「共生社会」の実現を明記。③障がいの範囲を身体、知的、精神障がいに加えて難病を追加。④障がい程度区分を障がい支援区分に変更。⑤重度訪問介護の対象

を拡大。⑥ケアホームのグループホームへの一元化。⑦障がい者福祉を行っている事業者達は利用者の意思決定支援に配慮。⑧相談支援体制の強化。⑨障がい福祉計画の見直し等です。さらに今後の検討課題として①常時要介護者の支援、移動支援、就労支援等のあり方。②障がい者の意思決定支援のあり方。③支援区分を含む支給決定のあり方。④成年後見制度の利用促進のあり方。⑤精神障がい、高齢障がい者の支援のあり方。⑥意思疎通障がい者の支援のあり方の6項目について法施行後3年を目途に検討、所要の措置をしようというものです。これら検討課題が3年後に全部実現出来るように育成会として頑張らなければならない。特に障がい者の意思決定支援の仕組み作りを力を入れていきたいと力強く話されていました。

また、私たちの一番大きな問題の一つは高齢化していく障がい者をどのように支えていくかです。そのため今回の国会における付帯決議の中で初めて「親亡き後」という言葉が名文化され、居住支援の在り方について「障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援等の在り方について、早急に検討を行うこと」が決められたという事でした。

この「新法」に対して、育成会としては一定の評価をしており、今後は①現行自立支援法による相談支援体制の拡充、虐待防止法等の着実な推進。②障害者総合支援法へ移行後の「見直し15項目」の完全実施。③検討項目6項目等の実現などに力を注いでいきたいということでした。

お昼の休憩を挟んで、白ゆりコーラスの心温まるひとときを過ごした後、午後の部として毎日新聞論説委員の野澤和弘氏より「日常における権利侵害について」というテーマでご講演いただきました。その内容は主に障がい者虐待についてでした(なお、野澤氏の長男は重度の自閉症とのことでした。)